

論文

中世都市ウィンチスタとサウスハンブタン

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市——

田 中 正 義

は し が き

都市は、いうまでもなく歴史の範疇である。その歴史・具体的内容は、夫れの置かれた、共時的な歴史的環境、通時的な世界史的発展段階に依って規定せられる。また、同一環境、同一発展段階に在っても、それぞれの都市の立地条件は斯かる規定を修飾する。

イングランドの南部海岸のほぼ中央部、イチン Ichen, テスト Test 両河の河口のサウスハンブタン・ウォータ Southampton Water の奥に位置するハンプシャー Hampshire 州のサウスハンブタンは、第十三世紀初葉一二〇三年

中世都市ウィンチスタとサウスハンブタン

七月二十日から翌一二〇四年十一月二十九日に至るまでに、イングランドの西部海岸を除く東部・南部海岸の諸港で行われた所の貿易に関して、その十五分一税の徴収額に於て、また当該貿易の量に於て、前者では七百拾貳磅参志七片半、後者では壹萬六百八拾貳磅拾四志四片半と、それぞれ、八百参拾六磅拾貳志拾片、壹萬貳仟五百四拾九磅拾貳志六片のロンドン、七百八拾磅拾五志参片、壹萬壹仟七百拾壹磅八志九片の、リンカン州 Lincolnshire の一沿海都市——東部海岸ウォッシュシュ湾 The Wash に注ぐウイザム Witham 河口に程近いボストン Boston、に次いで、王国都市中第三位を占めた⁽¹⁾。一方、曾ては此の王国の首都であった所の、ハンブシャー州のほぼ中心、イチン流域に位置する司教座の存する都市 [Burgus; borough なよる civitas; city] ウィンチスタ Winchester は、第十三世紀後葉、一二七一年三月より一二七四年一月に至る間に羊毛輸出の許可を受けた商人 (Licensed merchant) の数、また一二七三年五月より一二七四年一月に至る間に羊毛輸出の許可を受けた商人の数、並びに右商人の取扱える羊毛 (authorized wool) のサック sack 数に於て、それぞれ、四十人、二十一人、九四五サックと、十九人、十一人、二六〇サックのサウスハンブタンを凌ぎ、九十六人、五十七人、二、六八八サックのロンドンに次いで、王国都市中第二位を占めた⁽²⁾。われわれは、以下、ウィンチスタ、サウスハンブタンを以て、それぞれその立地条件上中世イングランド都市の二類型——内域都市 (inland towns)、沿海都市 (coastal towns) を代表するものとして、主として第十三世紀初葉に至る迄の右両都市の歴史的発展を対比的に跡付けてみることにしたい。

(一) A. L. Pool, *From Domesday Book to Magna Carta* (Oxford, 1951), p. 96 掲出の表参照。当表は、プウルに依つて *Pipe Roll* のジョン王治世第六年の記述より作製せられたものである。その際、プウルに従えば、その条例が一二〇四年六月四日に発せられる以前の数ヶ月間に既に明らかに徴せられていた所の此の十五分の一税の総額は、いま若しイングランド西

部海岸の諸港、殊にブリistol海峡 The Bristol Channel に注ぐエイヴァン Avon 河口に臨むブリistolと、デイイ Dee 河口に近いチェンシャー Cheshire 州の州都チェスタ Chester とに於て徴収せられた所の額も算入されるとすれば、なお著しく増大することであらう、と云う。

(2) T. H. Lloyd, *The English Wool Trade in the Middle Ages* (Cambridge, 1977), p. 51 掲出の表参照。但、ロイドは、本表作成に當つて使用せる所の資料の出所を明らかにしてない。

—

サウスハンプタンにおける定任の端緒は凡そ定かではない。夫れは、もはや第七世紀の冥暗の裡に溶融し去つて居り、今となつては之を再現するよしもない。⁽³⁾しかし、ひとたびアングロウーサクソンの *burgh* において確立せられた都市居住の伝統は、既に「ノルマン征服」の頃には早くも antique なものになつていた、とプラット氏は曰う、——エドワード懺悔王 Edward the Confessor (r. 1042~66) の在世時代には、此処サウスハンプタンには、王よりの直接土地保有者 (tenants-in-chief of the king) としてボロウ土地保有権 (burgage tenure) に基き土地を保有せる、資産有る人々が存在していた。而して、彼等の土地財産は、一部は多くの者が何らかの権利を主張し得たでもあろう所の多数の小地面から成るボロウ近郊の田園にいま存したとは言え、彼等の境遇は、本質的に urban なものであつた、彼等の屋敷はボロウの区域内に集中してゐた、彼等は手工業又は商業に依つて生活してゐた、と、プラット氏はまた曰うのである。⁽⁴⁾

では、「ドゥウムズテイーブック」は、われわれに如何に語つてゐるであらうか。「ブック」第一巻は、此の州の主要な記述を終えたあとワイト島 Isle of Wight の記述に入る前に、其の第五十二葉に於て此の市について次のように

述べてゐる。

「サウサンブタン *Hantune* のボロウ (*burgus*) にあつては、王(ウィリアム)は、彼等がエドワード「懺悔」王の御世に為せしがごとく「互ひに協力して」ランドーガヴォルとして (*de gabio terrae*) 七磅を支拂ふ所の、七十六人の者 (*homines*) を直領地に於て (*in domino*) 有す (*habet*)。これらの者のうちの二十七人は、各々八片を支拂ひ、二人は拾貳片を、而して爾余の五十人は、六片を支拂ふ」。

此のボロウの次の者の土地は、エドワード王の御代に依りて (*ab ipso rege*) 「ディンゲルドを」免除せられたり (*quietam*)。——ウィンチスタの「司教」オドー Odo, 司祭アンスキル Anschil, ケテル Chetel, フルゲール Fulghel, トステイル Tosillus 「*の土地*、即ち是れなり」。エルリック Elric の息子たちは「エドワード王の御代に」一六エイカ「の土地」を有し、ゲリン Gerinus は一八エイカ「の土地を有しき」、ケピング Cheping は「エドワード王の御代に」「ゲルドを」免除せられたる三戸の屋敷 (*domus*) を有したるも、今や (—「ドゥウムズデイ」サーヴエ調査當時) ラルフドワーモートマ Radulfus Mortemer, を保有す。「又」ゴドウィーネ Godwinus は「エドワード王の御代に」「ゲルドを免除せられたる」三戸の屋敷を「有したるも」、今や「*今や*」バーナードーバンケヴォルド Bernardus Panceold, を保有す。ウィリアム王のイングランドに入国し給へるのち (*postquam rex Willelmus venit in Angiam*)、サウスハンブタン *Hantone* には、六十五人のフランス生れの者 (*francigene*)、三十一人のイングランド生れの者 (*angligene*) 「夫々」定着しぬ (*sunt hospitati*)。これらの者すべては協力して、「王に対し」総ての慣習貢租として (*de omnibus consuetudinibus*)、四磅と六片を支拂ふ。

次の者は、ウィリアム王の讓與に依りて、サウスハンブタン *Hantone* にて、彼等の屋敷に課せらるる慣習貢租を

取得する資格を有す (*habent*)。〔すなはち〕「クータンス Coutances の」司教ジェフロワ G[effrey] は一戸の屋敷につき (*de una domo*)、^レコルメイユ Cormeilles の修道院長は一戸〔の屋敷につき〕、^レリール Lire の修道院長は一戸〔の屋敷につき〕、^レエヴルユー Evreux 伯は二戸〔の屋敷につき〕、^レ〔前出〕ラルフドワーモートマは二戸〔の屋敷につき〕、^レジルネールドワーブレトヴィル Gislebertus de Breteuille は二戸〔の屋敷につき〕、^レスタア Stur の息子ウイリアムは二戸〔の屋敷につき〕、^レラルフドワーティチニ Radulfus de Todi 伯は一戸〔の屋敷につき〕、^レギョランノーヴウーグロスタ Durand de Gloucestre は二戸〔の屋敷につき〕、^レビュードワーポルト Hugo de port は一戸〔の屋敷につき〕、^レビュードワーグレンテマイスニル Hugo de Grentemaisnil は二戸〔の屋敷につき〕、^レウイリアム王の異父兄弟〔モルタン Mortain 伯〔ロネール〕は五戸〔の屋敷につき〕、^レカマイン (camerarius) アイウルフ Aulfus は五戸〔の屋敷につき〕、^レ彼の兄弟たるハンフリ Hunfridus は一戸〔の屋敷につき〕、^レオズバーニーギフマド Osbernus Gifard は一戸〔の屋敷につき〕、^レ医師 (*medicus*) ナイチェル Nigellus は四戸〔の屋敷につき〕、^レリッチャードワーアンデリ Richer de Andeli は四戸〔の屋敷につき〕、^レリチャードワーバグナント Ricardus pugnant は一戸〔の屋敷につき〕、^レステイイヴァンスタアマン Stefanus Stirman は二戸〔の屋敷につき〕、^レ式部官タースティン Turstinus は二戸〔の屋敷につき〕、^レ技師 (*machinator*) タースティンは二戸〔の屋敷につき〕、^レオズマンド Osmundus の息子アンスキティル Anschitil は三戸〔の屋敷につき〕、^レライナルドークロック Rainald Croc は一戸〔の屋敷につき〕、^レ王より許されて其の慣習貢租を取得する資格を有す」。

ウヘアウエル *Waruelle* の尼僧院長は、「此処サウスハンプタンに」一つの漁場 (*piscaria*) と一つの小地片 (*parvum terre*) とを有す、夫れ(小地片)は嘗て(一)エドワード王の御代に「わづかに」百片の地代を納めたるも、今や(一)

「調査」時においては(拾志(『百貳拾片』を納む。)⁽⁵⁾

以上が、「ブク」のサウスハンプトンについて語るところの総てである。

是れに由つて之を観るに、「ブク」の編纂された一〇八六年当時、サウスハンプトンには、まず、其処に「征服」以前のエドワード懺悔王時代より引続き、王のディミーン(『王領』の存在したることが確認せられる。尤も、其処におけるテナントの数、彼等の領主たる王に納むべき *land-gafol* (Land gable) —— 金納形態における地代の額、に関するブクの記述は、或いは七十五人、七ポンドと言ひ、或いは又、各八ペンス給付の者二十七人、各一二ペンス給付の者二人、各六ペンス給付の者五十人、総計七十九人、五四〇ペンス即ち二ポンド五シリング、と言つて、前後明らかに矛盾・撞着する所があるのであるが。

次に、其処にはまた、「征服」以前より引続き、地租免除の特権—イミューニティを有する所の、王以外の者(聖俗の有力者—バロン)の所有に係わる、土地並びに屋敷の存したることが知られる。

而して、「征服」に伴う此の土地における住民の変動についての「ブク」の記述は、わけでもわれわれの興味をそそる。プラット氏は、周知のごとくフアアリ Abraham Farley に依つて一七八三年初めて印行せられた所の「ブク」の、其のハンプシア関係部分について、いちやく原手書本における諸語の省略短縮形の正字形化(extension)並びにモダアン—イングリシユへの翻訳の事業を遂行せる、先駆的著作の一つ——一八六二年の Henry Moody の “Hantsire in 1086” [筆者未見] に依拠しつつ、「ブク」の此の箇所において新解釈を試み、これら六十五人のフレンチ、また三十一人のイングリシユを以て、元來、「征服」以前、エドワード懺悔王時代に既に *burgage tenure*

に基いて土地を保有せる所の王の直接土地保有者としての *burgesses* —— その境遇が本質的に *urban* であつた所の、手工業又は商業に依つて生計を立てていた人々——に、「征服」以後新たに合流せるところの '*co-burgesses*' と解し、その場合後者の三十一人のイングリッシュは征服王の勸奨に依つて、イングランドの他地方より移住し来れる者、と解している。而してその過程で以前の都市民の若干は彼等の土地を喪失したであろうが、その殆どの者は上級領主権 (*overlordship*) における變動に能く堪え得たであろうことを憶測しているのである。⁽⁶⁾

兎に角、夙にラウンドが指摘したところであるが、イングランドの南部海岸沿いの他の諸都市の場合におけると同様、いまサウスハンブタンにおいても「征服」以後「ドゥウムズデイ調査」の一〇八五年に至るまでの二十年間に、そこに '*local householders*' の著しい増加が見られたことは、われわれにとって注目に値いしよう。而も、その際、大陸出身者が一定の割合を占めたということは、たとえそこに直接此の港市の貿易活動に関する如何なる記述も之を見出し得ないとしても、われわれをして、イングランドの大陸との交易が此処サウスハンブタンにおいても「征服」以来、「征服」以前に引続いていよいよ活潑化したであろうことを十分に推測せしめるのである。

では、最後に、右の「ブク」の記述を通じてみる限りに於て、当時サウスハンブタンの都市人口は、凡そどのような規模のものであつたであろうか。此の概数算出に當つてその手がかりの基礎をなすものは、征服王が夫れの所有者の夫れに課せられる慣習的貢租 (*conuetudines*) 取得を特許した所の屋敷の数でなければならない。夫れはいま、右の「ブク」の記述の第三パラグラフに依つて、総数四八戸が算えられるが、もとより、夫れが全戸数中に占める割合はおろか、此のパラグラフまでに出てくる数字といま如何なるかわりを有するか、重複しているものが無いかどうか、は窮極的には審らかではない。併し、此の四八戸に、「征服」以後此の市に居住するに到つた所の者すべて九十

六人をそれぞれに *householder* と看做してその九六戸を加えた一四四戸という数字は、まず以て動かぬ所であろうかと思われる。次に、王のディミーンンのテナント七十六人（或いは七十九人）をもそれぞれ *householder* と見るならば、全戸数はいま、二二〇（二二三）戸となるが、是れに第二ニブラグラフに出てくるゲルド免除の特権を有する聖俗の有力者（*ブルン*）たちの所有に係わる屋敷六戸に住む *householder* を更に加えるときには、畢竟、その数は二二九戸となり、かくして当時、此の市の人口は、いま最小限度に見積つても、一、二二〇を算したるものと一応考えられるのである。

(3) Colin Platt, *Medieval Southampton, The Port and Trading Community, A. D. 1000—1600* (London, 1973), p. 6.

(4) *Ibid.*

(5) 此の「ブック」のサウスハンブタンに関する記述の最終、ラクラフの主題をなす所の尼僧院の所在地 *Wherwell* は、サウスハンブタン北方約一八マイルに在る。cf. H. C. Darby & Elia M. J. Campbell, eds., *The Domesday Geography of South-East England* (Cambridge, 1962), p. 352.

(6) Collin Platt, *op. cit.*, p. 6. 因みに、トウニョの著作は、*精確*は、Henry Moody, *Hampshire in 1086, An extension of the Latin text, and an English translation of the Domesday Book, as far as it relates to Hampshire; with explanatory notes* (Winchester and London, 1862) による。cf. Darby & Campbell, eds., *op. cit.*, p. 362.

(7) *The Victoria History of the Counties of England, Hampshire and the Isle of Wight*, Vol. I (Westminster, 1900; Reprinted, Folkestone, 1973), 'Introduction to the Hampshire Domesday,' by J. Horace Round, p. 433.

二

ウィンチスタは、ロウマンノブリテン時代に於ては *Ventia Belgarum* と称せられ、夫れは、当時、ローマに依る

軍事的なブリタニニア支配の要をなせるロンドン—*Londinium*より発して、遙か西方に向うところの一つの軍用道路——セヴァーン Severn 河口に近いグロスタ Gloucester—*Glewum* を経て、軍団駐屯地 *Iscā*, 今日のウェイルズのカーリーアン Caerleon-on-Usk (Mommouths.) にまで達するところの軍用道路——に沿える *Calleva Atrabatim*, すなわち今日のシルチスタ Silchester——今日ハンプシヤ州に「消え失せた世界の面影 (the shadow of a vanished world)」を纒かに留める一村落、とならんで存したところの、一つの Romano-British town であった。その場合、*Vente Belgarum* とは、言うまでもなく「Belgae」ケルトの前七五年以後における大陸よりの移住部族、のちローマ人によって *Britanni* と呼ばれる]の都 *Venta*」の意味であるが、*Venta* とは、恐らくラテンの *vendo* 「私は売る」に akin な 'a Celtic word' であつて、もとケルト語の 'Gwent' が Latinize されたものと考えられ、その意味する所は 'market town' であらう、と言われている。(9) ところが、此の地がローマ支配下一つの Romano-British town として現われる以前に於てケルト独特の城砦聚落——考古学者のいわゆる 'camp' を形づくっていたであろうことを物語っていると同時に、その時代既に其処において売買の行われていたであろうことをも示唆して居ると思われ。(10)

以上の聚落から都市への発展については、ウィンチスタの自然的・地理的環境・条件がここで省みられなければならない。初期の時代のイングランドの南部海岸の際立った特徴は、そこに森林地帯が殆ど今日のケント Kent 州のドウヴァ Dover からサマセット Somerset 州境に至るまでびっしりと拡がっていたことであつた。「アンドレドの森」*Andredesweald* はほぼケントのウィールド Weald から始つてウィンチスタにまで展開していた、それから少し間隔を置いて、後世いわゆるニューウーフオレスト New Forest がつづいていた。サウスハンプタン—ウオータの幅広い

江湾 (estuary) が森林地帯を纒かに截ち切つて居るところにだけ、そしてイチンの河沿いのところにだけ、森林の切れ目が見出された。イチンの河谷を約十二哩ほど溯つた地点で、比較的地肌のあらわな連丘が長々と河の進路を横切つて東西に延びている、旅人は、そこで、何哩も北の方に拡がっている、樹木の無い、どちらかと言えば瘦せた、広広とした台地に立っている己れ自身に気付くのである。今でも若しも誰かが、ビショップストーク Bishopstoke の村の真下で、丁度上げ潮の絶頂に達したところで陸に上がって、高台から北方に眼を遣るとしたならば、彼は、左右に際限なく広がっている、よく樹木の生い繁つた傾斜地を見ることであろう、一方、谷の奥に当るらしいところに、丁度ウィンチスタの市がより低い地面に隠されて横たわっている彼方に、人は、彼をイングランドの心臓部に請じ入れるかに見える、開かれた一つの地域の広がり(1)を識別することであろう。——斯かる地域をヒンターラントとして有してこそ、いま、ウィンチスタは、ケルト人、ローマ人、次いでこのちアングロウーサクソン人と云つた、此のブリテン島への累次の侵入者たちを引き付け得たのであつた。

アングロウーサクソン人の渡来に依つて惹き起されたウィンチスタの運命は定かではない。然しながら、次の一事はほぼ確実なのではあるまいか。すなわち、たとえいま此の市が「移住」以降最初にベータに依つて「六六〇年頃に」サクソン人により *Uitancester* と称ばれる *Uenta* 市 (civitas Uenta, quae a gente Saxonum Uintancestir appellatur) として言及せられ、又、凡そゲルマン世界における民衆語で書かれた歴史記述としては最古の『アングロウーサクソン年代記』六四三年の条に「此の年ケンワルフ Cenwalh, ウェストウーサクソン人の王国を相続せり。而して三十一冬(年)の間、そこを保有せり。同じケンワルフは、*Wintuncestre* の教会「第十世紀初め創建の New Minster に対する Old Minster」を建立せしめたり^{*}。(Her Cenwalh feng to Wesseaxna rice, 7 heold xxxi

wint 7 se Cenwalh het atimbran pa ciricean on Wintuncestre.)」とあり、次いで七四四年の条に「此の年タニエル Daniel, Wintuncestre の司教職を辞任せり。(Her Daniel gesæt on Wintuncestre.)」とあり、その孰れの場合であっても、此の市の名称がローマ人に依って建設せられた所の城砦 (castrum) を意味するオウルドーイングリッシュの *ceaster* をその語尾に伴っているとしても、更には又、此の市中世の市壁 (town wall) のロウマン・ブリテン時代の夫れと一致することが屢々諸家に依って主張せられ来っているとしても、⁽¹⁴⁾ アングロウ・サクソンの移住をなかに挟んで此の地における現実の都市生活の《continuity》(史的連続性) を主張することは、今日、動もすればその諸要素を強調せんとする学界の趨勢にも拘らず、筆者には、イングランドにおける他の中世諸都市の場合同様に、困難であると考えられる。というのは、屢々俗説が主張するように、彼等アングロウ・サクソンがもともとその民族性において都市生活を嫌悪・忌避する傾向をアー・プリオリに有していたから、と言わんとする積りは毛頭無い。古典古代の都市、例えば *civitas* を超克せるローマの *imperium* 段階におけるローマ市の如きが、ヴェーバー流に言えば、その本質に於て「消費者都市」(Konumentenstadt) であつたのに対して、中世都市は本来その本質に於て「生産者都市」(Produzentenstadt) — 手工業生産者都市なのであるが、⁽¹⁵⁾ いま当面する段階——アングロウ・サクソンの渡来せる第五世紀中葉より第六世紀末葉に至る所謂「移住」(Settlement) 段階に於ては、支配的な生産者は農業生産者として村落共同体を構成したのであって、一般に農業よりの工業の分化は未だ可能性の段階に止まり、そこに農・工の未分化的合一の状態が認められた——すなわち、当該「移住」段階に於ては、アングロウ・サクソンの社会の基柢は、依然として土地所有と農業生産とに在り、その限りに於て彼等の社会は、ローマ支配時代都市を中心に一部展開せる・かの貨幣経済の「退行」(Rückschlag)⁽¹⁶⁾ のあとを承け、元来自然経済が全体としての生産の基礎をなせる所の社会

であり、その社会的生産力水準は、そこに社会的分業と交換とを少くとも自生的・内発的には展開せしめる迄に至っていないかたかと考えられるからである。かくして、実際、今日の新しい研究に拠れば、ベータ以来アングロウ・サクソンの渡来—『*Adventus Saxonum*』の傳統的年代たる四四九年以後、同世紀末葉から第六世紀初頭にかけて反撃に転じた、ブリトン人の指導者 *Ambrosius Aurelianus*——当時までブリテンに残っていたローマ人の有力者——が侵入者の西方進出を一旦テムズ河上流域において食い止めた、かの *Mons Badonicus* の戦い (A. D. 500 A) に至る迄破壊を免がれ生き延びることを得たところの *Romano-British* の都市は、「その後、サクソン人の関する限りでは、五五〇年迄その繁栄を持続し得た」と言われているのではあるが、然しながら夫れも、都市が元来農村との間の社会的分業を前提としてのみ存立し得るものであつてみれば、今や敵対的なアングロウ・サクソンの民衆の充満せる農村との交通・交換の道を封ぜられて、しかく永くは存続すべくもなかつたのである。ロウマン・ブリテン以来の貨幣の流通も、陶器の商品生産もほぼ第五世紀の中葉以前には既に終焉を見たらしいと言われている所以である。⁽¹⁸⁾

ふたたびウインチタ自体に眼を転じよう。いったい此の市が政治的・宗教的に、ウェスト・サクソン人の国すなわちウェシクス *Wessex* 王国に於て枢要なる位置を占めるに至るのは、既述の第七世紀ケンワルフ王の治世年間(六四三—六七四)に於てであるが、そもそも此の王国の起源は、研究史上、第五—六世紀の「移住」期アングロウ・サクソンに関する「一切の政治史的諸問題中最大の難問」⁽¹⁹⁾に属するのである。まず、『アングロウ・サクソン年代記』四九五年の条には、「此の年、*Cerdic* と彼の息子 *Cynric* なる二人の軍首領 (*aldormen*)、五隻の船とともに、『ケルディクの浜』 (*Cerdicesora*) と称せらるる地点にてブリテンに到着し、同日ブリテン人と戦へり。(Her cuomon twegen aldormen on Bretene. *Cerdic* 7 *Cynric* his sunu, mid v scipum in pone stede þe is gecueden *Cerdicesora*,

「py ilcan daege gefuhrtun wip Walum.」とあるが⁽²⁰⁾、九七三—九七八年の間ウェシクスの太守(*ealdorman*)の地位に在った *Ethelweard* の年代記『Chronicon *Ethelweardi*』⁽²¹⁾は、上引の記事を明らかに踏襲しつつ、その四九四年の条に、「……ケルディックと彼の息子キンリック、五雙の船とともに「現在」*Cerdicesora*と称ばれる港にてブリテンに到着して、同じ日ブリトン人との戦闘に参加し、而して彼等は遂に最後の勝利者となれり。(……*Cerdic et Cinric filius suus cum quinque carinis aduecti Britanniam in portum qui Cerdicesoran nuncupatur in ipsa die bellum commiserunt Britannos aduersus, et ipsi post in fine fuere uictores.)」と記述せるあと、注目すべき点には、その五〇〇年の条に於て、「彼等の到着してよりのち六年目に、彼等は、今やウェシクスとして知らるるかのブリテンの西部地域を「隈なく」取り込みたり。(Sexto etiam anno aduentus eorum occidentalem circumierunt Britanniae partem, quae nunc Vnestixae nuncupatur.)」と述べているのである。⁽²²⁾是れは、曾て古くはステントン、近くはウァイトロク女史の憶測せるがごとく、第十世紀後半エゼルウェアルドがひとたび所持して居てその後失われたる『アングロウーサクソン年代記』には恐らくそうあったであろうかと想像されるのであるが、夫れが果して歴史的眞実なりや否やは、『アングロウーサクソン年代記』の現在の形で編纂され始めるのが抑々第九世紀末葉アルフレド大王 *Alfred the Great* の治世年間(八七二—八九九)に於てであることを想えば、自らまた別個の問題であるであらう。因みに、アルフレドの治世以前の史料の一つで『アングロウーサクソン年代記』の現存する最古の手書本(マニユスクリプト)——MS. A [第九世紀末よりさまざまに筆者に依つて九七五年まで書き継がれた]のいま巻頭に付せられている、『ウェシクス諸王のリスト』⁽²⁴⁾では、前記エゼルウェアルドの『年代記』同様、冒頭、「基督降誕より四九四冬(年)を闊したる年に、ケルディック並びに彼の息子キンリック、五雙の船と共に *Cerdicesora* に上陸せり…*

…(Dy gearre pe wæs agan fram Cristes acennesse cccc wintra 7 xciiii uintra pa Cerdic 7 Cynric his sunu cuom up [æt] Cerdicesoran mid v scripum…)と述べられ、更に、「而して彼等の上陸したる後六年、彼等はウェスト・サクソン人の王国を征服せり、而して彼等は、フリトン人よりウェスト・サクソン人の国土を征服したる最初の王たちなりき。(Ond þæs ymb vi gear þæs pe hie upcuomon geodon West Seaxna rice, 7 þæt uætrum pa ærestan cyningas pe West Seaxna lond on Wealum geodon.)」と述べられているのである。⁽²⁵⁾ 結局、エゼルウェアルドの『年代記』が「取り込んだ」と言い、『ウェシクス諸王のリスト』が「征服した」と謂う所のウェシクス王国なるものの成立年代並びに其の支配範囲が当面問題となる訣であるが、夫れが少くとも一個強力なる王国として出現する第六世紀の後半に於ては、その中心はテムズ中流の南部と西部とに直ちに接壤する地域——主として今日のバークシャー Berkshire, ハンプシャー、ウィルトシャー Wiltshire 諸州を包括する地域に在ったことは疑いを容れず、⁽²⁶⁾ その首都は最初、ローマ時代軍隊の小駐屯地であったところの、*Dorchester*——今日のオクスフォードシャー Oxfordshire の一村落たるドーチスタ *Dorchester* に置かれていたのであるが、その後ケンワルフ王の治世に至って第七世紀中葉ウェシクス王国の首都がドーチスタよりウィンチスタへ遷されるとともに、元来ケンワルフの父キユネギルス *Cynegils* 王 (r. 611~643) の教皇ホノリウス *Honorius* 差遣の司教ビリヌス *Birinus* に依る受洗(六三五)の地たるドーチスタに從來置かれていたところのウェシクスの司教座も亦、六六二年以降漸くウィンチスタの地に移されるに到り、その間多少紆余曲折は存したるものの畢に七〇五年、その法典で有名なイネ *Ine* 王の治世年間(六八八—七二六)前記ダニエルの司教職就任とともに爰にウィンチスタのウェシクス司教座としての地位は確立を見ることとなつた次第である。⁽²⁷⁾

しからは、右の第六世紀後半以前のウインチスタの状態は、そもそも如何様なるものであったであろうか。他の執れのイングランド中世都市にもその比を見ないほどの規模で行われた此の市の度重なる考古学的な発掘にも拘らず、今日までのところ、かのオウルド・ミンスタは別として、第十世紀以前の建造物は殆ど何一つ明らかにせられていない。⁽²⁸⁾なるほど此の市の High Street は今もほほ古えのローマの幹線道路に沿って走っていることは、諸都門^{ゲイト}が道筋を保存していたから、歴然としている。併しながら、爾余の street plan は今日全く喪われて了っているのである。いったい、一般に street plan は、今日まで時として余りにも単純に、ローマの街路と中世の街路との間のプランの一致ないし殆どの一致は恒常的な居住の連続性を証明する、という前提の下に解釈され来た嫌いのある、證據の一つの範疇を表わしているのである。恐らくは、第五世紀、或いは第六世紀を生き抜いて、その後死滅したところのシルチスタとは異なり、いったん、第七世紀に短期間ウェシクス王国の首都たるまでに生き延びた、ドーチスタの中世時代の topography の甚しい変化が第六世紀以前の都市生活の明らかな断絶 (a distinct break in the town's life) を證明しているのと同様に、いま此処ウインチスタもまた、第六世紀後半に入る迄に夫れ以前の都市的相貌、否その内実を全く喪失して了ったことと思われる。恐らくウェスト・サクソン人が初め一つの Romano-British の都市ウエンターベルガラムを見出したとき、そこに恒常的に居住するところの如何なるブリトン人の影も之を認め得なかつたのではあるまいか。⁽³⁰⁾

かくて、夫れは、姑らく過渡的に、ウェスト・サクソン人にとって都市と言わんよりは城砦 (fortress; garrison) としてののみ有用な、都市の廢墟であつたことであらう、と想われる („Kontinuität der Ruinen“⁽²⁹⁾)。このことは、彼等を代表する部族王 (Stammeskönig) が本来軍隊王權 (Heerkönigtum) 的性格の者であつたと、このうち第

七世紀末葉から第九世紀初葉にかけて（六八五—八三九）代々のウェシクス王には、唯一人の例外もなく、故王の息子の代りに軍隊首長（war-chief）として・よりふさわしい年長の傍系親族の者が選ばれたこと、⁽³¹⁾等を併せ考えるならば、けだし思い半ばに過ぎるものがあるであろう。ケンワルフがその治世に於てウィンチスタにオウルド・ミンスタを建立する以前暫く此の地に彼の本営（headquarters）を築いたであろうと言われているのも、まことに宜なるかなと言わねばならない。

如上の城砦的存在をまさに中世都市に転化・飛躍せしめるところの契機としては、行政的、司法的、宗教的、等等、さまざまなのが考えられる。ただし、斯かる「転化」現象は、元来、一義的に経済的契機のみ起因するとなす所の素朴なる経済的一元論を以てしては到底これを全面的に捕捉し能わざる、一個複雑な歴史事象だからである。

しかしながら、今やケンワルフ王の時代にウィンチスタがドーチスタに代つて、ウェシクス王国の首都となり、次いでイネ王の時代、此の地がウェシクス司教座たる地位を確乎不動のものたらしめたとは言つても、必ずしも此の第七紀中葉より第八世紀初葉にかけての段階に於て、其処に基礎的な都市経済の十分なる成熟を見ていたとは考えられない。第一、此の段階では一國の首都と雖も、決して其処に恒常的に王の court が存した訣のものではない。當時の部族王は、此の自然経済の支配的な時代にふさわしく、部族民から彼等の部族共同体的統一の体現者（Representant）たる彼に敬意を表せんがため（pro honore）に自発的（ultro）にもたらされるところの、現物形態における未成熟な租税——「王への貢租」（*cuningas gafol*）を求めて、常時、全国を——夫々の地方に於ける王領村落（*cuningas tun; regis villa*）つたいに——巡幸しつゝあり、彼の court は夫れに伴つて常時転々として移動するところの、まさしく 'peripatetic court' に他ならなかつたからである。⁽³²⁾第二に、教会の創建が直ちに、食料のごとき日用品、又

葡萄酒、祭壇・聖骨筐用の裝飾品の類の奢侈品に対する欲求を有するところの定住的な消費者集団の形成を意味したことは確かではあるが、此の時代、特に奢侈品への需要の場合、夫れがすぐさま土着・在地の手工業生産に依つて充て足せられたか否かは、遽かに断定し難いからである。今日、第十世紀以前、ウインチスタを含めてイングランドに於ては、そこに、都市の手工業生産物と周辺農村の農業生産物との直接的な交換の場としての局地的な定期的市場 (fair) の存在を立證する如何なる史料学的憑拠も、未だ発見せられていないことを銘記すべきである。

(8) *Victoria County History, Hampshire*, Vol. I, 'Romano-British Remains,' by F. Haverfield, p. 285.

(9) *Ibid.*, I, 285; G. W. Kitchin, *Winchester* [a volume of 'Historic Towns', ed. by Edward A. Freeman & William Hunt] (London, 1890; 5th edn., 1897), p. 1.

(10) 尤も、エヌマルの『英蘭地名辞典』は、*Venta* の語根 *ven-* にハイヴァンマイルドの夫れとは異なる解釈を与えてゐる。 Cf. Eilert Ekwall, *The Concise Oxford Dictionary of English Place-Names* (Oxford, 1936; 4th edn., 1960), p. 522. s. v. Winchester.

(11) Kitchin, *op. cit.*, pp. 2 f.

(12) *Baedae Historia Ecclesiastica gentis Anglorum; Venerabilis Baedae opera historica*, ed. by Charles Plummer (Oxford, 1946), III, 7 (p. 140 f.); *Bede's Ecclesiastical History of the English People*, ed. by Bertram Colgrave & R. A. B. Mynors (Oxford, 1969), p. 234.

(13) *Two of the Saxon Chronicles Parallels*, ed. by Charles Plummer (2 vols., Oxford, 1892-99; Reprinted, 1952) I, 26, 46; *The Anglo-Saxon Chronicle, A Revised Translation*, ed. by Dorothy Whitelock with David C. Douglas & Susie I. Tucker (London, 1961; 2nd, corrected impression, 1965), pp. 19, 29. ヌニホルに關しては、ベータ (1235年効) の『教会史』の序文に、著者がウエックス王国・サックス王国・Sussex 王国・ワイト島の教会史に關する現存の情報提供者として謝意を表明してゐる人物「ウインチスタ司教職辞任の翌年死去」として現われるほか、同書の随所に言及がある。

Cf. Plummer, ed., *Baedae Historica Ecclesiastica, Praefatio* (p. 7); iv, 16 (p. 238); V, 18, 23 (pp. 320, 350);

- Colgrave & Mynors, eds., *Bede's Eccles. Hist.*, pp. 4f., 384f., 514f., 558f.
- (14) *Victoria County History, Hampshire*, I, 285; A. J. Robertson, ed., *Anglo-Saxon Charters* (Cambridge, 1939; 2nd edn., 1956), p. 495; Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), p. 135.
- (15) Vgl. Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* (fünfte, revidierte Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Tübingen, 1972), Kapitel ix, 7. Abschnitt, Die nichtlegitime Herrschaft (Typologie der Städte), § 1. Begriff und Kategorien der Stadt, S. 729 f.
- (16) Max Weber, *Die Römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart, 1891), S. 264.
- (17) S. Frere, 'The End of the Towns in Roman Britain', in *Civitas Capitals of Roman Britain*, ed. J. S. Wacher (Leicester, 1966), p. 88—cited by Susan Reynolds, *An Introduction to the History of English Medieval Towns* (Oxford, 1977), p. 6, note 8.
- (18) Reynolds, *ibid.*
- (19) R. G. Collingwood & J. N. L. Myres, *Roman Britain and the English Settlements* (Oxford, 1936; 2nd edn., 1937), p. 393. 各各' 中ノ記述ノ問題ニ関シテ' 中ノ書ノ三六三—四〇八頁ノ記述ノ中ニ' H. M. Chadwick, *The Origin of the English Nation* (Cambridge, 1907), pp. 20-34; F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), pp. 20-31; R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons* (2 vols., Oxford, 1935; 2nd edn., 1940; 3rd edn., 1952), I, 125-137; G. J. Copley, *The Conquest of Wessex in the Sixth Century* (London, 1954), pp. 158-168; D. P. Kirby, 'Problems of Early West-Saxon History', *English Historical Review*, Vol. Lxxx (1965); 永井一郎「早期ノキヤンクス王国ノ國チニ関スル問題」〔社会経済史学〕第三十七卷第六号（一九七二）' 七〇—七九頁' 等参看。
- (20) Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, I, 14; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, p. 11. 因タリ' 前引ノキヤンクス' 中ノ『年代記』中ノ *Cerdicesora* 及ビツサウスノノンノトマンノウキニ定メドク。 Cf. D. P. Kirby, *The Making of Early England* (London, 1967), p. 20. 各各' 中ノ記述ノ問題ニ関シテ' Colby, *op. cit.*, p. 54. General Map of Wessex, 採リシ J. H. Ramsey, *The Foundations of England*, Vol. I (B. C. 55—A. D. 1066) (London,

三

建国以来久しく、ともすれば、北の方^{かた}イングリランドの中部地方を占拠せるアングロウ・サクソンの一部族国家——アングル人のマーシア Mercia 王国に圧迫せられ勝ちであったところのウェシクス王国も、第九世紀初葉、エグバート Ecgberht 王 (r. 802~839) の出現を見るや、漸くマーシアの圧迫から解放せられて、全アングロウ・サクソン民族を代表する国家に迄成長を遂げるに到る。夫れと共に、ウィンチスタの政治的地位は、イングリランド人 *Engiscman* の政治的統一への前進に伴い、爰に頓に上昇するのである。

元来イネ王の兄弟の裔たるエグバートは、七八六年、一族のベオルフトリク Beorhtic とウェシクス王位を争って敗れ、当時、マーシアと同じくアングル人の部族国家たりしイェストリア East Anglia のほか、イェストリアサクソンの部族国家エシクス Essex, サウス・サクソンの夫れサシクスと共に、強大なマーシア王 オッファ Offa (r. 757~796) の overlordship の下に在ったところの、チェート人の部族国家ケントに逃れたが、次いでベオルフトリクの保護者たるオッファのために此のケント王国をも追われた。『アングロウ・サクソン年代記』は、這箇の事情を、その八三九(八三六)年の条において、「此の年エグバート死せり。これより先、彼の王となれる前に、マーシア人の王オッファ並びにウェスト・サクソン人の王ベオルフトリク、彼をイングリランドよりフランスに三年間追放したりき。ベオルフトリクは、「七八九年」彼が彼(オッファ)の女と結婚せるがゆえに、オッファに加勢したりき。(Her Ecgbyrt cyning forþferde, 7 hine hæfde ær Offa Mierca cyning 7 Beorhtic Wesseaxna cyning aþfemed i: gear of Angelcynnes lande on Fronclond ær he cyning wære, 7 py fulumode Beorhtic Offan py he hæfde

his dohtor him to cuene ;...⁽³⁴⁾」と述べているのである。かくて、フランクのシャルルマーニュの宮廷にその青年時代を暫く送り、八〇二年、ベオルフトリクの死と共に帰国、即位した彼は、八一五年には、此の時迄に既にウェシクス王国の疆域内に入っていたテムズ上流以西の、今日のドーセット Dorset, サマシト、デヴァン Devon 諸州の地方を越えて、遙かにコーンワル Cornwall に迄手を伸ばし是れを「東から西へ」(‘from eastewardum op westeward’) 荒らし、八二五年には、今日ウィルトシャー州スウィンタン Swindon 南方のロータン Wroughton にあたる Ellendun の一戦にマーシア王ベオルンウルフ Beornulf を相手に大勝を博し、次いで、大軍を派遣してベオルンウルフの overlordship 下に在ったケント王ベアルドレド Bealdred を王位より追い、彼の一族の圧制に苦しめられていたケント・サリ Surrey, サシクス・エシクスの人民を解放し、マーシア王の脅威に怯えるイイストーアングリアの王と人民とをその保護下に置き、遂に八二九年に至って、マーシア王国を征服して、ここにハンバ Humber 河以南の地を(35)とく彼の overlordship の下に置くこととなった。かくてエグバートは、今や第八代の「ブリテンの支配者」(Bretwalda) に就任した (Py geara geode Ecgbrint cining Myrcena rice 7 eal þ besupan Humber wæs. 7 he wæs se eahþa cining se þe Brytewalda wæs.)⁽³⁶⁾ が、ハンバ河以北のアングル人の部族国家ノーサンブリア Northumbria 王国も亦(37)のとき彼をその overlord と仰ぐに到ったのである。⁽³⁸⁾

当時、ウィンチスタには、エグバートに依り召集されて今や彼に臣従せるアングロウーサクソンの諸国王がイングランド全土から陸統として集い来たという、此の市の年代記を数世紀後に書いた一著作者の證言をキチンは紹介しているが、然し乍ら、当時の此の市の行政的司法的機構について、われわれは之を何一つ明らかにし得ない。斯かる機構の片鱗をわれわれに示唆してくれる史料の漸く現われるのは、このちエグバートの子エゼルウルフ Aethel-

wulf (r. 839~855) の第四子アルフレド大王の時代に入ってからである。

八七一年、アルフレド大王即位後間もなく、かのデイン人 Danes——夙にエグバート治世の末年以降そのプリテ
ン侵寇漸次活潑化して、エグバート自身も彼の死の前年(八三八)ひとたびコーンワルのヒンクスタン丘原 Hingstan
Down に於て彼等と結べる同地方のプリトン人ともども之を撃破したことのあるデイン人は、今や遂にテムズ以北の
アングロウ・サクソンの諸王国、イイスト・アングリア・ノーサンブリア・マーシア等ごとくその権下に置く
に到った。これより、アルフレド並びに彼の後継者たる代々のウェシクス王は、初めは、防衛のための、次いで失地
恢復・再征服のための戦闘に於て、その近傍住民に依り維持せられ、防禦と避難との中心として機能すべき、要塞施
設箇所を各地に建設するという政策を一貫して遂行していったのである。恐らくアルフレド大王治世の晩年の八九〇
年代或いはその直後に書かれたものと推定される、普通 'Burghal Hidage' と称ばれるところの、当時ウェシクス
の支配下に在った地域に於ける此れらの城砦 (fortress) あるいはポロウ [burgh, burha, burga など] いろいろな形で現
われる」のリストを含む一つの文書が今日残っているが、そのテキストは之を全体としてみてみると、夫れの記録し
ているところの組織が、ポロウに守備隊 (garrison) を用意するという唯一つの目的のために創り出されたものであつ
て、ポロウに割当てられた地方が当時既に——例えば州 (county) のごとき——夫々一個の軍事的・行政的な単位と
して機能していたことを示すものと見ることは決して出来ない⁽⁸³⁾。しかもなお、そのリストの各ポロウに割当てられた
ハイド数から、われわれはそれらポロウの各々の規模について一定の評価を下すことが可能である。いま夫れに拠れ
ば、サウスハンプタンには一五〇ハイドが割当てられており、夫れに対しウィンチスタには二四〇〇ハイドが割当て
られてゐる (...oper healf hund hida hyrp to Hantune. 7 to Wintaceastre hyrp feower 7 twentig hund hida.)。

その場合、一般的に、各一ハイドごとに守備兵一人が出ださるべきものとせられているから (... gif ælc hid byp be anum men gemannod...)、従つて一応サウスハンブタンのポロウが夫れを繞る近郊住民「村落の自由農民」一五〇人の軍役提供に依つて維持せられるとき、ウィンチスタのポロウはまさにその六倍もの人数の近郊住民「村落の自由農民」の軍役提供に依つて初めて支えられ得る規模のものであったことになるが、併しその場合サウスハンブタンの一五〇ハイドというのは、ロインに依れば、瞭らかに写本の書き誤りであると曰う⁽³⁹⁾。兎に角、サウスハンブタンの夫れとの比較に於けるウィンチスタのポロウの規模の相対的な大きさがよしいま如何様にもあれ、「バーガルーハイディチ」によつて算出せられる所のウィンチスタの城壁の長さか、かのロウマン・ブリテン時代の此の市——ウェンターベルガルの市壁の長さに極めて相似的な關係に在ることは、興味深い事実と言わねばならない。というのは、「バーガルーハイディチ」のテクストは、一般的に一ハイドごとに守備兵一人が出さるべきであるとすれば、城壁一ポウル pole (=5.5 yards=5.03 meters) ごとに四人の守備兵が配置せられることとなる、としているから (... þonne næg man gesetan ælce gyrd mid feower mannum) 、そこでウィンチスタの場合、その周辺の二四〇〇ハイドの土地を代表する所の二四〇〇人の守備兵が配置につくところの、その城壁の長さは、当然六〇〇ポウル——三、三〇〇ヤードと云ふことにならねばならないが、一方、ほぼロウマン・ウォールと合致すると推定せられる、今日なおその殆ど全延長が辿られ得るところの、不規則な四辺形をなしている、ウィンチスタの中世の市壁は、互いに向い合つて⁽⁴⁰⁾いる其の東門と西門との間で八六〇ヤード、其の北門と南門との間で七八〇ヤードと計測せられ、従つて、夫々の数値の倍数を合計することに依つて与えられるところのウィンチスタの中世の市壁の全延長三、二八〇ヤードが、さきの「バーガルーハイディチ」より算出されたところの城壁の長さ三、三〇〇ヤードに極めて近似的事実であることが確認せら

れ得るからである。

而して、アルフレド大王時代のウィンチスタには、既にして其処に何らかの行政的・司法的機構の存したらしい形跡が見られる。というのは、『アングロウーサクソン年代記』八九六(八九七)年の条には、此の年まで過去三ヶ年間に疫病のため物故せる所の司教(*bisop*)・州太守(*ealdorman*)・王のセイイン(*cyniges begn*)等当代の錚々たる人物の名が挙げられてゐるが、それらに交つてそこにウィンチスタの町奉行(*wigerefa*)のネオルンウルフ(Beornulf, *wigerefa on Wintceastre*)なる者が現われてゐるからである。⁽⁴¹⁾

いふたゞ、この *wigerefa* なる名辭は、夙に第七世紀末葉ケント王として相次いで立つたフロズヘレ Hlothhere (r. 673~685) とその甥のエアドリック Eadric (r. 685~686) 兩人の法典(六七三—六八五?)の第十六章において、ロンドンの町にて動産(家畜)を購入せんと欲するケント人に対して要求せられた所の證人——二、三の信頼し得べき自由民(*ceorl*)——に代るべき者として登場するのが史料上初出であるが、その場合、注目すべきは、彼が其処ロンドンにおける王の町奉行(*cyniges wigerefa*)として現はれてゐる点である(Gif Cantwara ænig in Lundenwic feoh gebyrge, hæbbe him þonne twegen oppe þreo unfacne ceorlas to gewitnesse oppe cyniges wigerefan/82..mid his gewitena anum oppe mid cyniges wigerefan.....)⁽⁴²⁾。而も斯かる王の役人——元來王の私的なサーヴァントにしていま一応公的官吏の相貌を呈するところの——が、州における王の代官——王の自由な任免に服するところの王の代理人としての州奉行(*scirefele*)であつたことを證明する如何なる證據も存しないのである。⁽⁴³⁾ 若しも斯かる者が存在したとすれば、『アングロウーサクソン年代記』がアルフレド大王の治世に関して今日見るが如き詳細なる記録を残しつつも猶且つ彼等に就いて何ら言及する所がないと云うことは、全く信じ難いことであると

わねばならない。而してアルフレド大王時代のウィンチスタの町奉行ベオルンウルフといま同様なる性格を有する者は、『アングロローサクソン年代記』の九〇六(九〇五)年の条に、エドワード長兄王治下のサマシト州のバース Bath における奉行アルフレドとして現われているが (Her on pys geare gefor Ælfréd, wæs æt Bapum gerefa.)、斯かる町奉行の地位は、若しも州奉行職が当時既に存在していたとすれば、州奉行の地位に下属するものであったに相違ないと思われ、而して彼等町奉行は、恰かも州奉行が州に対すると同様に、当該都市に対して、王に依り任命された王の役人として、彼等自身の courts と、当該都市内部における特別の裁判権とを保有したに相違ないと思われるのである。(43)

アルフレド大王よりエドワード長兄王にかけての時代のウィンチスタの都市的發展を考察する際、われわれの如何にしても看過することを許されない歴史的事実は、ニューミンスタの創建である。すなわち、アルフレドは、第七世紀にウェシクス王ケンワルフに依って創建せられ、いまや此の市の南東の一角に聳立するかの大聖堂 (Cathedral) 「オウルドーミンスタ」の北側の広い境内に、之に隣接して、王が、アッサー Assur, チョン John 同様、遙々異郷の地より「八八四年或いは八八五年の頃」彼の宮廷に招聘せる所の学僧のひとり、もと北仏パードゥーカレー Pas-de-Calais のサントメール St. Omer の修道僧グリムバルド Grimbold のために、一修道院を建立せんと図り、その業半ばにしてアルフレドの歿するや、エドワード長兄王は、直ちに父王の遺志を継いで工事を進め、いわゆるニューミンスタは、長兄王の即位の後間もなく竣工、グリムバルドを初代のアボットとして「但、最初は monastery としてではなく、a house of secular clerks」として」発足した、しかして、夫れの献堂式 (consecration) が行われた年(九〇三?)にグリムバルドは歿したのである。なお、此のニューミンスタは、こののち、第十二世紀初(一一

一〇)、ウィンチスタの北門の外、半マイルの地点に移転して、Hyde Abbey として再建されることになるが、此の修道院の記録こそが、恐らく第十四世紀後半に編纂されて今日に伝わる、アングロウサクソンの移住から此ののちクヌート Cnut の治世(一〇一六—三五)にいたる年代記を主要内容とする所の、かの著名なる *》Liber Monasterii de Hydae* にはかならぬ。⁽⁴⁶⁾

斯かるニューウーミンスタの建立と共に、ウィンチスタは爰に司教座の所在する都市としても愈々着実に發展を遂げ、今や此の市の東門から爪先上がりによりニューウーミンスタの前を過ぎて西門に達する間の、古ローマ道の両側には、都市民たちの家々が建ち並び始め、やがてその通りがウィンチスタの High Street を形づくるようになった。それらの家々はところどころ石造のものもあつたが、その余は、樹枝を編んだ骨組みに粘土を塗り込んだだけの、至つて粗末な造りのものであつた。(それらの家屋の窓には何れもガラスが入っていないなかつた)。當時は、石材はきわめて貴重であつた。というのは、硬質のチョウクも附近の丘原(down)から切り出されはしたが、夫れはしかし剝き出しの壁には殆ど全く用をなさず、教会や修道院の建物に使用せられる石材は、ワイト島のクウォーア、Quarr Abbey 附近の有名なビンステド Binstead の石切場か、そうでなければ遠くドーシト州のポートルランド Portland から遙々舟に乗せて将来されねばならなかつたからである。⁽⁴⁷⁾

では、これらの都市民たちは、信仰生活をはなれていま如何なる現実的生の再生産を行つていたのであろうか。このことを知るためには、われわれは、しばらくウィンチスタと訣別して、此の時代のひろく一般にイングランドに於ける経済生活の上に現われた顕著な変化を、その広汎な政治的背景の下に、浮彫にしてみなければならぬ。

- (74) Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, I, 62; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, p. 41.
- (75) Plummer, *ibid.*, I, 61; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *ibid.*, p. 40.
- (76) 尤もエンムントの斯かる地位は、厳密には此の八二九年と翌八三〇年の二年間に限られる。詳細は、Stenton, *op. cit.*, p. 233 参照。
- (77) Kitchin, *op. cit.*, p. 9.
- (78) Cf. Reynolds, *op. cit.*, p. 31; F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), p. 265; James Tait, *The Medieval English Borough* (Manchester, 1936; Reprinted, New York, 1968), pp. 15-18. 此の文書は夙に一八九七年メイナランに依つて「ノーマン人の侵入に対しウエリクスを防衛せんがため第十世紀の初葉に形成された或る種の編制を示して居る」「最高の重要性を有する」ところの文書として評価せられ、そこに本文書がほぼアルフレドの子エドワード長兄王 Edward (Eadweard) the Elder (r. 899~924) の治世期間に作製せられたことを認めんとする意圖が示された [F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), pp. 187f., 502-6]。その後、一九〇五年チャムウィックの文書の内的批判 (Innere Kritik) を深めた結果、此の文書の成立年代を九一一―九一九年と推定した [H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institution* (Cambridge, 1905; Reprinted, New York, 1963), p. 207]。併し、此のチャドウィックの九一一―九一九年成立説には、一九一〇年オーマンに依つて、更には又一九二二年コーネットに依つて、同じくテキストの内的批判より出發して異議が唱えられ、爰に前記リストの大部分はアルフレド大王時代に成れる文書であると云ふ新たな説が提出せられた [Charles Oman, *England before the Norman Conquest* (London, 1910; 8th edn., 1937), pp. 468-70; William John Corbett, 'England from A. D. 954 to the Death of Edward the Confessor', in H. M. Gwatkin et al., eds., *The Cambridge Medieval History*, Vol. III (Cambridge, 1922), p. 357]。かくて、その後、一九三三年にはステイヴンソンに依つて、更に一九四七年にはスタンタン (著者生前の前掲書、第二版) に依つて、依然として本文書のエドワード長兄王治世 [の初年] 成立説は堅持せられた [Carl Stephenson, *Borough and Town, A Study of Urban Origins, in England* (Cambridge, Mass., 1933), p. 61; F. M. Stenton, *op. cit.*, 2nd edn., 1947, p. 262]。一九四〇年、R・H・ホヂキンは、一方に於て右のリストはアルフレド大王治世の末年か或はその後約十五年間に編纂せられたとしながら、他方全体として此の文書の成立はアルフレド治世の末年に最も良く帰せられ得るとして、甚だ齒切れの悪

所見を表明したのべある [R. H. Hodgkin, *op. cit.*, II, 586, 743, note 16]。然るに、一九五二年ヴァイトロク女史は再び本文書の成立を截然とアルフレド大王の息子 (エドワート長兄王) の治世のごとく [Dorothy Whitelock, *The Beginning of English Society* (Harmondsworth, 1952), p. 76]。一九六二年ロインも亦、メイトランマ・チャドウィックの使用せる刊本——W. de G. Birch, ed., *Cartularium Saxonicum* (3 vols., London, 1885-93) の第三卷六七一—二頁所収のチンス (No. 1335) 以後新たに本文書の critical edition を一九三九年に提供せよとの旨の、後記ロニアトソンの採用したるチャドウィック説——本文書の成立を以て九一一—九九年とする説を踏襲してゐる [H. R. Lown, *op. cit.*, p. 135]。而して我が青山教授はその一九七八年に刊行されたる近著に於て、此の文書に関する最新の本国学界の諸成果、N. Brooks, 'The Identified Forts of the Burghal Hidage', *Medieval Archaeology*, Vol. viii (1964); D. Hill, 'The Burghal Hidage: the Establishment of a Text', *M. A.*, Vol. xliii (1969); B. K. Davison, 'The Burghal Hidage Fort of Forpeburman: a Suggested Identification', *M. A.*, Vol. xvi (1972) 等を博搜しつつ、此の文書に關説されてゐるが、教授も亦その成立年代に就いては「応第十世紀初葉のエドワート長兄王時代——九一四—九一九年——成立説に傾かれていますもの如くである」[青山吉信『イギリス封建王制の成立過程』(東京大学出版会、一九七八年) 四九—一四三、一四七、三五九頁]。

此処ではテクスタは専ら、A. J. Robertson, ed., *Anglo-Saxon Charters* (Cambridge, 1939; 2nd edn., 1956), pp. 246-9 所収のものが使用される。

(39) Lown, *op. cit.*, p. 136. 尤も、彼は、テクスタとしては前記ロニアトソンの校訂本を使用しながら、而も、ロニアトソンが何ら問題としていない点を問題とするに當つて積極的に如何なる根拠をもそこに提示してゐない。

(40) *Victoria County History, Hampshire*, I, 285 f.

(41) Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, I, 90; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, p. 57.

(42) F. L. Attenborough, ed., *The Laws of the Earliest English Kings* (Cambridge, 1922), pp. 22 f. など、此の法典自体に關しては、拙著『イングランド封建制の形成』(御茶の水書房、一八五九年、新版、一九七七年) 一八〇頁、註(17) 参照。

(43) Chadwick, *op. cit.*, p. 230. なお、*scriveneria* については、前掲拙著、九三、一三三、一八三、三四九、三五八、三六七頁、参照。

- (44) Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, I, 94; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, p. 60.
- (45) Chadwick, *op. cit.*, p. 230; Kitchin, *op. cit.*, p. 9. なお、ヘムトマン長兄王時代の州奉行については、前掲拙著「一八八頁参照」。
- (46) Kichin, *op. cit.*, pp. 17 ff.; William Hunt, *The English Church from its Foundation to the Norman Conquest* (London, 1899), pp. 277 f., 291; Stenton, *op. cit.*, p. 445; Eleanor Duckett, *Alfred the Great and his England* (London, 1957), pp. 112 f., 171 f. なお、『ヘムトマン修道院の書』は、Rolls Series の一卷——第四五巻として、一八六六年ロンドンから、Edward Edwards に依って編輯・印行せられたるが、そのなかにはヒューミンスタ創建関係の記述が見出される。 Cf. *Ibid.*, pp. 51, 80.
- (47) Kitchin, *op. cit.*, p. 18.

(未完)